



Report 編

『Q&A 自治体の私債権管理・回収マニュアル』 出版報告会のご報告

行政問題委員会 委員 福岡 洋一

さる7月27日(金)午後3時から5時まで、大阪弁護士会館2階にて、大阪弁護士会と自治体債権管理研究会が編集した「Q&A 自治体の私債権管理・回収マニュアル」(ぎょうせい、平成24年)の出版報告会が開催されました。本書は、自治体の債権回収に携わる多くの自治体職員の方が関心を持っておられる分野を扱った書籍であることもあって、出版からわずか3か月で、おかげさまで2000部近い売上げを達成しました(本報告会後も会場横の特設ブースにて十数冊売れたそうです)。本報告会にも、大阪府下自治体の約半数の20自治体と他県の1自治体の合計21自治体から61名の方(他、弁護士27名)が出席される盛況となり、自治体関係者の本書テーマに対する意識の高さがうかがえました。本報告会は、里内博文会員(61期)、中川正義会員(62期)の司会進行の下、本書が扱っているテーマのうちいくつかを講義形式で説明し、本書に込めたメッセージを分かりやすく伝えることを目的に行われました。

1 自治体のコンプライアンスの参考

開会挨拶にて畠田健治大阪弁護士会副会長(行政連携推進PT座長)が、本書のポイントが、単に回収の効率を上げる等にとどまらず、自治体の



▲畠田健治副会長

コンプライアンス、すなわち、強制徴収できない私債権について自治体として果たすべき法令に則った管理・回収責任とは何かを明らかにしている点を強調するとともに、自治体と弁護士会との連携をアピールしました。

2 私債権回収の重要性を自治体の方々と共有したい

執筆者代表挨拶では、久保井聡明弁護士業務改革委員会副委員長(行政連携推進PT副座長)が、①財政の安定は債権回収があればこそ、②払う人と払わない人の差をなくすことが住民の公平につながる、③住民訴訟も考慮した議会ひいては住民への説明責任を果たすためにも、といった私債権回収の重要性を説明し、かかる私債権回収の重要性を自治体の方々と共有したいという本書上梓に込めた熱い思いを披露しました。

続いて、本書の特色である「問題点を網羅的にカバー」、「わかりやすいQ&A方式」、「実務上固まっていない分野への言及」といった本書の特色



▲質疑応答風景

に加えて、さらに「回収管理の強化一辺倒ではなく住民の生活再建も常に視野に入れている」といった、他土業ではなく弁護士が関与することの意義についても強調しました。

3 設例を用いた実践的講義も実施

本報告会では、単なる本書の報告にとどまらず、各執筆担当者が本書内設例を用いた講義も実施しました。

まず、木虎孝之会員（60期）と山本大輔会員（60期）が、よく相談のある「保証・時効・相続」について、本書に掲載している会話を設例にしながら、要件や債権管理上の注意点を両会員間の問答方式で分かりやすく説明しました。

次の「不納欠損」分野においては、井上高和会員（57期）と佐藤竜一会員（57期）が、仮想市の担当者と顧問弁護士の会話形式で、いつ欠損処理できるのか等、具体的な債権管理条例も参照しつつアドバイスをを行いました。

その次の「情報共有」分野においては、岸本佳浩会員（42期）と八木正雄会員（54期）が、こ

ちらも仮想市の担当者と顧問弁護士の会話形式で、種々の方法のメリット・デメリット、滞納者情報の活用法、課を越えた情報共有のリスク等、ナイーブな場面に切り込んだ講義を行いました。

その後の質疑応答では扱った設例をベースとして活発な質疑が出されるとともに、中には「永年の疑問が解消した思い」がしたとの声もいただき、出席された方々を飽きさせない有意義な講義だったと思われます。

4 弁護士会と自治体のさらなる連携へ

執筆者代表挨拶として岸本佳浩行政連携推進PT事務局長が、業革と行政の合同部会の活動を紹介しました。債権管理研修の講師派遣、債権回収の委託業務、相続財産管理人選任申立相談といった活動を紹介し、これまでの成果をいろんな自治体に拡大していくとともに、今後も分野を問わず遠慮なく相談・問い合わせいただきたいと、積極的に大阪弁護士会との連携を呼びかけました。

閉会挨拶では、内藤欣也大阪弁護士会副会長か



▲内藤欣也副会長

ら、RCCにて回収業務に携わられた経験から具体的なアドバイスをを行うとともに、自治体の場合、債権回収業務は、滞納理由を知ることがきっかけに住民サービスの充実化へ発展していく可能性のある意義深い業務であると、出席者を激励し、無事閉会となりました。

5 自治体職員の方々の声 (アンケート結果より)

参加者の方に半数以上の方が本書を既に購入済みと回答され、本書の感想として、ライフサイクルに応じた質問設定、二人の会話部分、解説部分、何より読みやすさの点で高評価を頂きました。幅広く取り扱った各テーマ全てに対して「参考になった」との評価が漏れなく寄せられ、本書が「辞書的に利用できる」との声も頂戴しました。

その他、「掛け合い漫才風で面白い講演でした」、「自治体債権管理研究会に有志の自治体職員が参加できないか」、「自治体としては顧問弁護士だけでなく弁護士会にもっと様々な分野で連携を深めていただきたい」といった意見・感想も頂戴するなど、大阪弁護士会を身近に感じていただける、今後の自治体と大阪弁護士会のさらなる連携の深まりを期待させる報告会となりました。

【参考】アンケート結果(抜粋。回答数/全回答)

- 講演内容が参考になった → 52/55 (95%)
- 質疑応答が参考になった → 48/50 (96%)
- 自治体職員の意識改革・スキルアップの必要性を感じた → 56/56 (100%)

- 外部の法律専門家との連携の必要性を感じた → 42/50 (84%)
- 自治体内部に弁護士が任期付公務員としていてくれたら有難い → 46/51 (90%)
- 大阪弁護士会所属弁護士の講師派遣による研修会に興味がある → 38/46 (83%)
- 今後、大阪弁護士会で自治体職員向けに各委員会委員による分野別テーマのセミナーを企画した場合、案内を希望する → 39/42 (93%)
- セミナー希望分野(自由回答)

【行政法関連分野】行政法と日常業務、不服申立制度(行政不服審査法)、職員の資質に関する分限処分、住民訴訟(2件)等

【民事法関連分野】支払督促(2件)、強制執行、破産手続・事務の流れ、法人の解散と会社更生法、保証・相続、住宅紛争等

【その他】クレーム・不当要求・行政対象暴力への対応(3件)、情報共有、高齢者・障害者支援、公債権・私債権の基礎知識、水道料金の滞納整理、自治体連携(広域化等)の考え方や方法等



▲里内博文会員、中川正義会員の司会進行